

2020年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

2020年12月22日(火)

2020年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2020年12月22日（火） 午後3時から午後4時40分まで

2 開催方法

Web会議

3 出席者

岩田委員、植田委員、江崎委員、榎本委員、岡村委員、柏倉委員、糟谷委員、亀沖委員、佐藤委員、重松委員、鈴木委員、高橋(傳)委員、辻委員、徳田委員、永田委員、古家委員、松浦委員、水野委員

(事務局)

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 渡辺担当課長

定刻の時間を少し過ぎておりますが、ただ今から2020年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。私は障害福祉課担当課長の渡辺と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、開催にあたりまして、服部福祉局長から御挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

服部福祉局長

みなさん、こんにちは。愛知県福祉局長の服部でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、2020年度第2回愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

さて、この審議会は障害者基本法に基づき、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため、都道府県に設置が義務づけられた審議会でございます。

本日は今年度2回目の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web会議による開催とさせていただきます。

本日は、次第にありますように議題が1件と報告事項が2件ございます。議題では、障害福祉に係る次期計画の素案について御審議いただきます。今回、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の次期計画の策定時期が重なったことを契機に、より実効性の高い計画とするため、両計画の一体的な策定を進めております。これまで、書面開催等による審議会やワーキンググループにおいて、いただきました御意見を踏まえ、素案を作成しておりますが、本日、皆様から御

意見を賜り、さらに内容を充実してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜り、有意義な会議にさせていただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

6 事務局連絡

障害福祉課 渡辺担当課長

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。本日は委員数19名のうち、過半数以上の18名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により当審議会は有効に成立しております。

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領により、公開としておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴は行わないこととしております。12月9日から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしておりますが、報道関係の方はいらっしゃいません。

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、資料1-1、1-2、資料2-1から2-4、資料3、資料4、参考資料1から5でございます。よろしいでしょうか。

本会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議により開催としております。スムーズな会議進行のために、御発言につきましては事前にお配りしている「御発言について」をお守りいただくようお願いいたします。

また、本会議は手話通訳者の方に御協力をいただきながら進行してまいりますので、各委員におかれましては、御発言にあたりゆっくりと大きな声でお名前とご所属を言っていただいでから御発言いただきますよう御協力をお願いいたします。

本日のご出席の皆様のご紹介は、時間の都合により、出席者名簿の配付により代えさせていただきます。なお、高橋美絵委員につきましては所用により欠席との御連絡をいただいております。

それでは、この後の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

7 会長挨拶

永田会長

本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

今回は書面会議となりましたので、改めて挨拶をさせていただきます。今年度より会長を務めさせていただきます、名古屋大学の永田と申します。何分若輩者ではございますので、皆様のお力をお借りしながら、この審議会で活発な審議ができるよう努めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本日は、先ほど福祉局長の挨拶にもありましたとおり、議題が1件と報告事項が2件ございます。この審議会としては、今回初めてのWeb開催となりますが、円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をいただければ幸いです。委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいこと

がありましたら、御質問していただきたいと思います。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

8 議事録署名者について

永田会長

それでは、運営要領第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。

今回は、岩田委員と植田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

9 議題について

永田会長

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、午後4時30分を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題の障害福祉に係る次期計画の素案について審議を行います。本議題は、11月2日に開催されました、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループの審議を経て提出されています。事務局説明後、ワーキンググループでの審議内容について、鈴木座長からご報告をいただきます。では、事務局から説明をお願いいたします。

10 議題「障害福祉に係る次期計画の素案について」

障害福祉課 平野課長補佐

障害福祉課社会参加推進グループの平野と申します。それでは資料に沿って説明をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。この資料は、資料1-2の次期計画素案の全文を簡潔にまとめたものです。会議時間が短く、事前に説明要旨も送付させていただいておりますので、ポイントのみ簡潔に説明させていただきます。

資料1-1の1策定の趣旨にありますとおり、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体化して策定します。

2基本的な考え方の(1)のとおり、名称は、あいち障害者福祉プランとしています。(2)基本理念、(3)基本的考え方は、現行の障害福祉計画の考え方を踏襲しますが、新たな視点として、国連が定めるSDGsの視点や、2015年策定の愛知県障害者差別解消推進条例、2016年策定の手話言語・障害者コミュニケーション条例の推進を追加しています。(4)計画の位置付けは、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法と併せ、2018年制定の障害者文化芸術活動推進法及び2019年制定の読書バリアフリー法に基づく都道府県計画にも位置付けてまいります。(5)計画期間は6年、ただし、障害福祉計画は国の指針に基づき3年としております。(6)区域の設定は、これまでどおり、11の圏域を設定します。

3の現状として、障害のある人の高齢化の状況や、昨年度実施した基礎調査結果を記載しています。

4の展望については、次期計画の上位計画となるあいちビジョン2030と整合性を図り、記載しておりますが、4つめの丸の太字標記になっている、「障害のある人、ない人と分けるのではなく、社会づくりに参画する一人一人の特性と捉え、すべての人がお互いの特性を理解し、支えあう」という記述は、次期計画の独自の展望として加えた部分になります。

資料を一枚おめくりください。5の施策体系と計画の推進です。施策体系については、国の障害者基本計画に準じて、幅広い施策分野について、基本的な方向を示しており、こちらが障害者計画の体系図となります。一番左の基本理念、地域共生社会の実現を目指し、「地域で、安心して、自分らしく暮らし続ける」という、3つの視点から、9つの施策分野を体系化しました。施策の方向性は、法改正や社会情勢、これまでにいただいた御意見等を踏まえて記載しています。なお、ワーキンググループで御意見をいただいた項目には下線を引いています。法改正を反映させた項目は、施策分野1の、2つ目の丸、住宅確保要配慮者に対する支援、施策分野3の3つ目の丸、障害者施設・事業所における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施です。また、施策分野9では、読書バリアフリー法の制定を踏まえ、2つ目の丸に県図書館と点字図書館等との連携による読書環境の整備を盛り込んでいます。

委員の皆様の御意見を反映させた主な項目は、施策分野4の2つ目の丸、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しの検討、5つ目の丸、権利擁護に係る研修の当事者参画による開催の推進、施策分野5の3つ目の丸の、医療的ケア児者の地域の支援体制の充実、施策分野6の5つ目の丸、高次脳機能障害への対応等です。

素案では、施策の方向性ごとに、計画期間中の具体的な取組を記載しています。施策分野3の新型コロナウイルス感染症対策については、障害福祉サービス等の継続的な提供について、素案において記載しています。感染症対策は、今も刻々と動いておりますので、3月の策定時に、最終の時点修正をしてまいります。

体系図の一番右にお示ししたとおり、障害者計画の施策分野ごとの目標を設定し、毎年度、達成状況を把握し、PDCAサイクルにより計画の推進を図ります。

資料を一枚おめくりください。こちらは、第6期障害福祉計画の目標設定になります。国の基本指針に定められた成果目標について、第5期計画を踏襲しつつ、新たな課題や施策等を加えて記載しています。目標値の設定は、原則として国基本指針に即して設定しておりますが、1の「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標値は、第5期計画と同様に、福祉施設入所者を対象として実施したニーズ調査において、地域生活を希望された方の人数142人としています。

これまでの御意見の素案への反映状況の詳細については、参考資料1にまとめています。また、ワーキンググループのほか、自立支援協議会、専門部会においても御意見をいただいております。その反映状況は、参考資料2、3にまとめております。簡単ではございますが、説明は以上になります。

永田会長

ありがとうございました。それでは続きまして、ワーキンググループ座長の鈴木委員から、審議内容のご報告をお願いいたします。

鈴木委員

鈴木と申します。よろしく願いいたします。

参考資料の1をご覧いただきたいと思います。先ほど事務局からご報告がありましたように、11月2日にワーキンググループが開催されました。ご欠席の委員の皆様もいらっしゃいましたので、改めて事務局より意見書の提出を配慮いただきまして委員の皆様方のご意見について集約し、回答を含めて参考資料1に取りまとめていただいております。全体で53の意見をいただいておりますが、時間の関係もありますので、主な意見と、審議内容、それらを反映しているポイントをお伝えさせていただきます。よろしく願いいたします。

一つ目に参考資料1の1になります。第2章の基本的な考え方に対する部分です。学校教育の中で、

子どもたちが受け身にならずに、自己決定や意思決定支援をしながら、自分のことをしっかりと伝えていくことが大切であるという意思決定支援の充実に係る教育現場の取り組みについてのご意見をいただいております。対応としましては、素案55ページの5自立した生活の支援、意思決定支援の推進の丸の4段落目になります。また、学校教育においては、障害のある児童生徒の教育課程に位置付けている自立活動の時間を通して、自己決定や自己実現を含む個々の課題に取り組むとともに、幼稚園、学校の管理職を対象に、障害のある幼児児童生徒の自己決定の尊重、意思決定の支援の重要性に焦点を当てた研修を実施するなど、意思決定支援の推進を図っています。と記載がされております。

また、同じく素案の58ページに教職員向けの自己決定の尊重、意思決定支援に関する研修の実施という形で反映をしていただいております。

二つ目ですが、参考資料1に戻って頂いて、7の意見になります。愛知県内には多くの外国人の方がいらっしゃいますが、外国語を母語とする障害のある人への対応についてのご意見です。これについては、素案112ページの第4章展望の6相談支援体制の充実強化等の項目の丸の3段落目に、障害のある人の高齢化等への対応の中ですけれども、介護支援専門員や相談支援専門員との連携の強化として、反映をしていただいております。

三つ目ですが、参考資料1の12番、素案ですと第5章の2情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実の項目です。これらの充実のためには、障害特性に応じたコミュニケーションに関する知識や方法が社会に浸透することや、それらを踏まえた機器やアプリなどの普及啓発と同時に、支援のための人材育成や使用方法等を学ぶ機会の充実が必要であるというご意見をいただいております。それらに関して、素案では39ページから41ページに支援体制の強化や意思疎通支援が必要な人々、及びその支援者へのICT機器の活用支援として追記反映をしていただいております。

四つ目ですが、参考資料1の18になります。素案の第5章の9文化芸術活動スポーツ等の振興の項目において、視覚障害のある方たちが文化芸術に触れる機会の確保についてのご意見をいただいております。読書環境の整備や、文化芸術、美術や映画など日常的で継続的な環境整備をとのご意見です。これについては素案の72ページに、先ほどのICTの習得の内容と同時に県美術館や県陶磁美術館における視覚障害者美術鑑賞ができるプログラムの実施として反映をしています。

五つ目ですが、参考資料1の43になります。素案ですと第6章の2精神障害者にも対応した包括ケアシステムの充実の項目です。素案の90ページを確認していただきたいと思っております。ピアサポーターの育成、活動の推進についてですが、国の報酬改定等の議論にも、今後の一層の推進が必要な事項とされています。もともとこのイメージ図の中にはピアサポーターの記載がありませんでしたので、ご意見を踏まえて、ピアサポーターをイメージ図の中に位置付けて、追記修正をしました。

多くのご意見をいただいておりますが、すべてをご紹介することができませんので、先ほどの参考資料1をご確認いただき、これらの意見が素案の中のできる限り反映していただいていると思っております。以上で報告を終わらせていただきます。

永田会長

ありがとうございました。それでは、次期計画の素案について、御意見や御質問等があればマイクをオンにしてください。順次、こちらからお名前をお呼びしますので、お名前が呼ばれましたら、ご発言をお願いいたします。それでは、辻委員お願いいたします。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。

まずSDGsのところにもう少し説明を入れたほうがいいのかと思います。

SDGsにそれぞれ目標が書いてあります。例えば、すべての人々に公平かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進すると、そういう記述になっていますので、せっかくSDGsを取り入れるのであればそういう目標をしっかりと書いていただきたいと思います。

もう一つ、共生社会の実現のところ、グループホームの整備の促進が記載されていますが、皆さんもご存知かと思いますが、東浦町でグループホームにおける障害者虐待の死亡事件がありました。この辺りは権利擁護の推進とも関わるかと思いますが、ニュース報道を見ると、世話人が1人しかおらず、自分で被害を訴えることができず発見が遅れたという報道もなされています。今回の計画でどこまで記載ができるかは分かりませんが、制度の仕組みにも問題があるのかなと思います。私からは以上二つの意見です。

永田会長

ありがとうございました。2点辻委員からご指摘をいただきました。

1点は基本理念のところ、もう少しSDGsの理念をきちんと盛り込んだらどうかというご指摘でした。

もう1点は、共生社会というところですが、辻委員、ここは具体的なお提案というよりも全体的なお意見ということでよろしかったでしょうか。先日報道にありましたような事件もありましたので、そういった制度、システムのところにも少し計画に盛り込めるところがあればというご意見だったかと思いますが、よろしかったでしょうか。

辻委員

そのとおりです。

永田委員

では、事務局からご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

障害福祉課 加藤課長補佐

地域生活支援グループの加藤と申します。ご意見ありがとうございます。2点ご意見いただきました。

1点目のSDGsにつきまして、目標の記載方法についてのご意見につきましては、持ち帰りまして、修正を考えていきたいと思っています。

またもう1点のグループホームの質の向上、担保でございますが、現状どこまで記載できるかということはありますが、質の向上、質の担保を保てるような記載方法を検討して参りたいと思います。ご意見ありがとうございます。

永田会長

ありがとうございました。

今の辻委員の意見を踏まえてSDGsのところ、またグループホームの質の保障について追記をご検討いただけるという回答だったかと思いますが、貴重なご意見ありがとうございました。

その他委員の皆様いかがでしょうか。では、重松委員お願いいたします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松と申します。よろしくお願いいたします。

素案の116ページ、訪問系サービスの評価について、希望するサービスを受けることができない状況が続いているという評価が出ております。そのサービスの確保策として、次のページに参入を働きかけていきますと記載されておりますが、これはヘルパーが足りないという認識はありながら、参入の働きかけというのが、県として具体的な方策を盛り込むことができないのかなと思いました。151ページでは一部の市町村で独自にサービス事業者の研修受講費に対して助成を行ったり、153ページには事業者の参入を促進するために国における介護報酬を始めとした制度の一層の改善が望まれるという文言がありますが、県としての働きかけを入れていただけないかなと考えました。よろしくお願いいたします。

永田会長

ご意見ありがとうございました。

1点目は116ページ、サービスの確保策の2つ目の丸に、参入を働きかけていきますという文面がありますが、県としてももう少し具体的な支援を記載できないかというご意見だったと思います、よろしかったでしょうか。それでは事務局からよろしくお願いいたします。

障害福祉課 加藤課長補佐

ご質問ありがとうございます。地域生活支援グループの加藤と申します。よろしくお願いいたします。

今のご質問につきましては、訪問系サービスの中でヘルパーさんが不足している時間帯があるというようなご意見だと思います。今回、国から出されました第三次補正予算でも、福祉サービス従事者の確保といったようなことが載っておりますので、そういったものも踏まえながら県としてどのようなことができるのか、記載を検討して参りたいと思います。御意見ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございます。より具体的な方向性についてご検討いただけるという回答だったと思います。貴重なご意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

ありがとうございました。ワーキングでも活発な議論をしていただいて、細かいところまで内容について詰めていただいて、今回の審議会に案として上がってきたものと思います。新たに辻委員、また重松委員から貴重なご意見をいただきましたので、それを踏まえて、計画の最終案の検討をお願いできればと思っております。それでは、事務局におきましては、いただいたご意見を踏まえ、引き続き計画の作成をよろしくお願いいたします。

11 報告事項

永田会長

次に報告事項に移ります。1つ目に手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について、審議会条例第6条第4項により、専門部会の部会長が報告することとなっておりますので、部会長の柏倉委員からご報告をお願いいたします。

柏倉委員

よろしくお願ひいたします。本年度専門部会長を務めさせていただいております桜花学園大学の柏倉と申します。よろしくお願ひいたします。今年度の愛知県障害者施策審議会専門部会について報告いたします。

まず、資料2-1に3回の部会の開催状況がまとめられています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3回とも書面開催としました。議題については、昨年度から引き続きのテーマである避難所等におけるコミュニケーション支援と、本日の審議会の議題でもあります、次期計画の策定についてになります。次期計画については、先ほどの事務局説明にもありましたが、参考資料3に意見がまとめられています。情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の取組の充実等の意見があり、素案の「計画期間中の取組」のなかで充実を図っていくこととしました。

続きまして、避難所等におけるコミュニケーション支援については、資料2-2により、コミュニケーション支援アプリの開発について審議しました。アプリは日本語の会話によるコミュニケーションに支援が必要な方の利用を想定し、文字やイラストを用いて情報の伝達や意思表示を行うコミュニケーション支援ボードをスマートフォン、タブレット用に開発するものです。避難所のほか、日常生活の場として、病院、コンビニ・スーパー、交通機関の場面も想定して作成しています。事務局から提案されたアプリに取り込む項目や機能について審議した結果、自閉症の人は文字より絵の方が理解しやすいのではないか、避難所においては、できるだけ静かで落ち着ける場所がほしいことを伝えたい、緊急時にスムーズに利用できる機能があるとよい、障害の特性を紹介するページがあるとよい、といったご意見があり、3月の公開に向け、設計に反映することとしました。

このアプリの普及は、県内市町村職員や当事者を対象にセミナーを開くこととしており、資料2-3により審議しました。部会では、避難所で円滑に使うためには、日頃から多くの方が利用することが重要である、との意見が多数あり、来年度以降も様々な機会を捉え、アプリの普及を図ることとしました。

次年度の普及啓発事業は、昨年度の専門部会での意見を踏まえ、障害の特性に応じた支援や配慮が行き届くように、企業向けに新しいアプローチをすることとし、資料2-4により審議しました。障害のある方が、日常生活で接することが多い小売業、金融、交通の3業種向けに、専門部会の意見を元に小冊子を作成し、普及啓発を図ることで、部会で了承されました。専門部会の報告は以上になります。

永田会長

ありがとうございます。

昨年度から検討いただいているコミュニケーションアプリについて、具体的な様式や設計案についてご報告いただき、アプリの活用についてはセミナーを行うというご説明をいただくことができました。また、企業向けに関しましては、障害のある方が日常生活で接することが多い業種へのシンポジウムや資料を検討いただけるというご報告でした。かなり具体的な内容についてご報告いただけたのではないかと思います。このご報告につきまして、ご意見やご質問等があれば、マイクをオンにいただければと思います。いかがでしょうか。

特にご意見はないようですので、先に進めさせていただきたいと思います。

このコミュニケーションアプリは全国的にもとても珍しい試みであり、当初は避難所での活用ということから始まったものですが、日常生活でも活用できるものとして期待できるのではないかと考えております。沢山の方にご活用いただけるものとなるよう、引き続き、議論いただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

永田会長

Web会議だからでしょうか、皆様からのご意見がいつにもまして少なめだったように思います。特に審議事項に関しましては、沢山の資料がありましたので、それを読み込んでいただくまでに少しお時間も必要だったのではないかと思います。改めて、再度ご意見がありましたら、ご発言いただければと思います。皆様いかがでしょうか。それでは高橋委員よろしく願いいたします。

高橋(傳)委員

高橋傳です。

私は、やはり障害者の自立と尊厳は労働と雇用だと思えます。自分で働いて食べることは自分の意識の向上に繋がるのではないかと。そのためにも、一般企業を頼った雇用促進だけではなく、国が職場を提供すべきだと思います。教育をしてから就職をするのが理想ですが、それは難しいと思いますので、障害者の雇用を守るという意味でも、雇用しつつ教育をした方がいいのではないのでしょうか。

素案の99ページに一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等で、事業所を確保するため、事業所が不足する地域で新たに建設する場合に建設費を助成します。就労継続支援事業所の工賃向上を図るため、研修や個別面談会を開催し、販路拡大や業務改善等を支援します。とありますが、これはとても画期的だと思っています。実行できるか心配ですが、ぜひ、6年間で実行していただいて、一緒に頑張っていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

永田会長

高橋委員、貴重なご意見ありがとうございました。

ご意見いただきましたように、一人一人が自立して、働いて、お金を得て生活をしていくということは生きる活力に繋がることで、そのための制度をどのように作っていくのかということはとても大切なことではないかと思います。今回の素案の中にも、その方策に向けて計画として入れ込んでいただいた形になりますので、これが良い形で進んでいくよう、県としては引き続きご尽力いただければと思っております。事務局から今の意見について何かコメント、ご意見ありますでしょうか。

障害福祉課 加藤課長補佐

地域生活支援グループの加藤と申します。ご意見ありがとうございます。

先ほど、ご意見いただきました、生産活動を行う事業所の支援、場所の確保と運営に対する支援につきまして、計画の99ページに記載させていただいております。

今後3年間になりますけれども、しっかりと実行に移して参りまして、支援を続けて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。他の委員の皆様からのご意見、コメント等ございますでしょうか。

辻委員よろしく願いいたします。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。私からはあと2点お願いしたいことがございます。

1つは70ページからの文化芸術の部分になります。この部分は新しい取り組みでもありますので素案の量的にも少ないのかなと感じております。東京オリンピック、パラリンピックが、このままいけば来年開催予定というところと、この地域では2026年にアジア大会があり、今のところパラ大会を正式に開催するかどうかについては決まっていなかったと思いますが、やはりこの文化芸術について、もう少し力を注ぐような仕組みがあると良いかなと思いました。例えば県の自立支援協議会の下の部会に文化、障害者スポーツ部会を設置するだとか、そういう具体的にアイデアを創出するような部会があればいいなと思いました。

もう1つは、38ページのバリアフリー、街づくりについてですが、人にやさしい街づくりアドバイザーを養成すると記載されていますが、今答えられる範囲で結構ですが、人にやさしい街づくりアドバイザーは、今どういう形で養成されているのかなと思いました。私からは以上2点です。

永田会長

ありがとうございました。

1点は文化芸術に関するところになるかと思えます。これまでも、あいちアールブリュット展など、色々な形で取り組んでいるところではありますが、もう少し具体的に色々な取り組みをすることも必要なのではないかというご意見だと思います。

もう1点は人にやさしい街づくりアドバイザーということですが、38ページに育成ということが書いてありますが、具体的な動きについて教えていただきたいという2点だと思います。では、事務局からご回答をよろしくお願いいたします。

障害福祉課 平野課長補佐

社会参加推進グループの平野と申します。ご質問ありがとうございます。

まず1点目にご質問いただきました、文化芸術活動、スポーツ活動の推進の部分でございますが、文化芸術については県民文化局で文化芸術振興条例を策定しておりますので、障害者の文化芸術活動の推進を条例に基づく取り組みと位置付けておりますので、連携をして取り組んでいきたいと思えます。スポーツにつきましても同様に、スポーツ局で計画を策定いたしまして、その中に障害者スポーツの推進が盛り込まれていますので、福祉局、スポーツ局、県民文化局と連携をして、取り組みを推進していきたいと考えております。ここの部分の記載が少し少ないのではないかとご意見でしたので、充実を図るように、記載を考えて参りたいと思えます。

また、会議を設けては、というご意見をいただきましたが、スポーツについては、スポーツ局で今年度から、障害者スポーツの推進に係る会議を立ち上げて、取り組みを始めておりますので、そちらとも連携をして福祉局としても対応していきたいと思えます。

もう1点いただきました、人にやさしい街づくりアドバイザーにつきましては、登録をして普及啓発活動等にご協力をいただく人材ということになりますが、今こちらでアドバイザーの登録状況等がすぐにお答えができませんので、また担当課に確認をして、状況をご報告させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

1点目に関しては福祉局だけではなく、他の局との連携を積み重ねながらやっていってほしいということで、その辺りも伝わるような書き方をさせていただけるとより良いのかなと感じました。

もう1点の質問に関しましては具体的な動きについて、関係部局の方に確認して回答いただけるということでしたので、また文書でご回答いただければと思います。辻委員よろしかったでしょうか。

辻委員

もう1点要望があります。先ほどお話をさせていただきました2026年のアジア大会において、例えば障害者スポーツで全国、世界中から障害のある方が、愛知、名古屋にお越しになると思います。そうすると、会場のバリアフリーのことや、宿泊施設が足りない状況になるのではないかと懸念しております。そういう意味で38ページにある、人にやさしい街づくりに関して、条例も大分時間が経っているかと思いますが、その見直しも必要なのではないかと思っております。私もこの審議会等でお話をさせていただいているとおりに、学校施設のバリアフリー化、エレベーターの設置が進まないと、インクルーシブ教育の視点、避難所としての視点、そして障害者雇用の水増しがあったというところでは職場環境の改善というのも含めて学校施設のバリアフリー化。また、アジア大会、それを想定する施設のバリアフリー化が必要だと思い発言させていただきました。以上です。

永田会長

貴重なご意見ありがとうございました。

アジア大会が盛大に開かれることになり、多くのパラリンピックに出場される方をどのように受入れるかということは、愛知県としての大事な課題になってくるかと思えます。それがきっかけになり、色々な整備を進めることができることもあるのではと思えますので、そのあたりも踏まえて検討をしていただければと思います。

また、それに関連しまして、教育機関や宿泊施設でのハード面でのバリアフリー化が十分に進んでいないのではないかというご意見でした。お話にありましたように、避難所としての視点もあるので、教育現場のバリアフリー化ということも、教育、福祉だけではなく、災害との絡みの中で検討していかなければならないという貴重なご意見だったと思えます。答えられる範囲で構いませんが、事務局から今のご意見に対してご回答ありましたらよろしく願いいたします。

障害福祉課 平野課長補佐

社会参加推進グループの平野です。ご意見ありがとうございます。

今回の次期計画の障害者計画にあたる部分につきましては、ご説明させていただきました通り、施策の方向性ということで、九つの分野を幅広く進めていくということで方向性を示しております。ご指摘いただいたようなバリアフリーにつきましては、福祉局だけではなく、人にやさしいまちづくり条例を所管する担当課や、学校の施設整備を所管する担当課と連携をしながら進めていくことが重要と考えております。素案の2ページに、プラン策定の趣旨を記載させていただいていますが、県全体で連携を図っていくことが大事だと考えておりますので、今日いただいたご意見を関係部局に伝えまして、連携して取り組んで参りたいと思えます。よろしく願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

計画に盛り込めることと、今後の方向性として検討していくべきことの2つあるのではないかと思います。これを機会に関係部局と調整し、ご意見を伝えて検討を進めていただければと思います。貴重なご意見ありがとうございました。その他、委員の皆様いかがでしょうか。榎本委員よろしく願い

たします。

榎本委員

愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会の榎本でございます。今回初めて参画しまして、皆さんに考えていただきたい、また、事務局が今どのように対応しているのか、お聞きしたいことがありました。

平成30年度の虐待に関する数字が出てきたところで、愛知県は養護者の虐待が異常に多いという統計が出ております。そして、私は障害福祉サービスを提供しているわけですが、事業者についても全国でワースト2ということで、非常にショックを受け、日々虐待のないような施設づくりに取り組んでいます。県としまして、187ページに障害福祉サービスを向上させるための取り組みという記載がありますが、その中で、権利擁護と虐待防止という点は少し違うと私は思っております。どちらも重要なことですが、支援をしていく中で、虐待をなくす研修や啓蒙活動に事業所だけが取り組むのではなく、愛知県としても力を入れて取り組むべきことではないかと思っております。特に令和4年度からは、国も各事業所に虐待防止委員会の設置義務というような形で動いています。これまでは努力義務のような形で目標になっていたのですが、令和4年度から、きちんと委員会を立ち上げて、計画的に取り組んでいくことになっているはずです。既に記載されていて、見落としをしていれば申し訳ありませんが、そういったことを含めまして愛知県としても何らかの対応をお願いしたいです。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

職員や事業所も含めての虐待防止の取組について、ご意見をいただきたいということかと思っております。それでは、事務局からご回答をお願いいたします。

障害福祉課 加藤課長補佐

地域生活支援グループの加藤です。ご意見ありがとうございます。

障害のある方への虐待のうち、養護者虐待、事業者虐待の件数がワースト2だというご意見でございました。虐待が起きる発生原因としまして、それが虐待だと思わなかったという気づきのなさが、まず一番大きなポイントでもあるのかなと思っております。そのため、虐待とはなんだという啓発活動を、ご家族の方や事業所の支援者の方々に広く周知をしていきたいと思っております。ご意見どうもありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。

とても大事な課題になってくるかと思っておりますので、先ほど事務局から説明がありましたように、まずは啓蒙というの、とても大事なステップになってくると思っております。引き続き取り組みを進めていただければと思っております。よろしく願いいたします。

皆様その他にご意見はよろしかったでしょうか。では、重松委員よろしく願いいたします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松です。59ページの保健・医療の推進について、少しお話をさせていただきたいと思っております。

こちらに精神障害の方の地域包括ケアシステムや、難病に対して、保健所を中心とした地域ケアの推進とあります。今回、コロナウイルスの関係でも保健所の役割というのがクローズアップされて、今日の新聞報道でも保健師の増員というようなことが報道されましたので、この計画でも保健所という位置付けや、保健師の増員を方向性として示していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

永田会長

ありがとうございました。

今、大変注目されている保健所の機能ということですが、障害者施策においても保健所は大変重要な役割をもつ機関かと思います。この辺りについて事務局から何かご意見やコメントがありましたらよろしくお願いします。

障害福祉課 加藤課長補佐

地域生活支援グループの加藤です。ご意見ありがとうございます。

保健所の増員や体制の強化について、計画に記載していただきたいというご意見をいただきました。保健所の所管につきまして、別の課が所管をしておりますので、どこまで記載できるか、現時点でお答えできかねますが、ご意見を持ち帰りまして調整させていただき、前向きに検討して参りたいと思います。ご意見ありがとうございました。

永田会長

保健所を管轄している課との連絡調整をしていただき、ご意見を上げていただけるということで、この審議会で意見が上がったということをご伝えいただき、検討いただければと思います。よろしくお願いします。

その他いかがでしょうか。古家委員よろしくお願いします。

古家委員

愛知県盲人福祉連合会の古家です。

福祉の概要の部分に補助犬、盲導犬、介助犬の普及啓発という記載があるのですが、これを記載することによって、どう変わっていくのかということが一つです。というのも、私たちが盲導犬と歩いても、やはりまだまだ入店拒否があります。昨年の秋も、あるお店で決まりだからという話で、なかなかお店に入れていただけず、他のお客さんが、盲導犬だから入れるでしょうと声をかけてくださったりもしましたが、店員さんが外国人の方で、なかなか盲導犬という日本語が難しいようでした。最終的にどこかに電話をされて、私に変わって欲しいと言われたので、電話の相手と話をさせていただいて、やっと理解していただけて入店することができました。

今年でも1日に2ヶ所続けて拒否されたことがありまして、2ヶ所目のときに、市の福祉課から直接話をしてもらおうと思い、お店の前で福祉課に電話をしたところ、100%入れるわけではありません、行政的な指導はできません、というようなことを言われてしまいました。結局、その日は帰宅し、後日、市の福祉課とお店にもう一度説明をさせていただきました。お店は外国人の方が店員をされていたのですが、盲導犬という日本語がわからないようで、お店の本部には、動物と一緒に来店されたと伝わっており、盲導犬とは伝わっていなかったようです。電話をしたことによって理解していただけだったので、やはり営業許可を出すときにもう一度、補助犬法、もしくは障害者差別解消法での合理的配慮という部分で、補助犬を連れて入店できるということを伝えていただきたいです。また、市の福祉課

の方でも、詳しく知らない方がいらっしゃるのかなと思うので、これから指導をしていただけたらなと思いました。よろしく願いいたします。

永田会長

貴重なご意見ありがとうございました。

実際に盲導犬と生活をし、外国人の従業員の方も増えている状況の中で難しい状況もあるという貴重なご報告だったかと思えます。

事務局にページ数を確認させていただきますが、この計画に記載されたということは、これに向けて取り組んでいくことになると思えます。今後、外国人労働者が増えてきたときに、従業員の方への理解をどのように進めていくかということも、とても大事な視点なのかなと古家委員からご発言をいただきました。事務局から今の意見につきまして、ご回答よろしく願いいたします。

障害福祉課 平野課長補佐

社会参加推進グループの平野です。ご意見ありがとうございます。

補助犬の啓発につきましては、県においても課題認識を持っておりまして、県に直接ユーザーの方から入店できなかつたという声をいただくこともありますので、しっかりと普及啓発に取り組んでいかなければいけないと思っております。今回この計画では、心のバリアフリーとして補助犬の普及啓発を項目の一つとして記載しました。

具体的な取り組みにどのように生きてくるかというご質問もありましたが、先ほど柏倉委員から専門部会の取り組みで、次年度以降、企業向けに普及啓発を図っていくという新しいアプローチをしていきたいと考えておりますので、その中でもぜひ小売業などで入店拒否がないようにということも伝えていきたいと思っております。

また、各業界にアプローチをしていくのも大事だと考えておりますので、今の時点で具体的なことは申し上げられないですが、業界や団体へアプローチしていくような取り組みを、専門部会の委員の皆様のご意見を伺いながら次年度以降進めて参りたいと考えております。

もう一つ、市町村の職員にも周知をしていただきたいということで、計画の195ページにありますけれども、身体障害者補助犬育成事業という、補助犬を育成した場合、県が助成をするという事業がありますが、まず補助犬のことを知っていただくという意味で、市町村から補助犬の専門機関にしっかりと繋がるように、市町村への情報提供も図って参りたいと思っております。その際にも入店拒否等がないように、普及啓発を図っていきたいと思っております。以上です。

永田会長

それでは引き続き、具体的にご検討いただければと思えます。貴重なご意見ありがとうございました。その他、委員の皆様よろしかったでしょうか。では江崎委員よろしく願いいたします。

江崎委員

愛知県精神障害者家族連合会会長の江崎と申します。

就労支援のところに關係してくるのかと思えますが、今、コロナ禍で事業所の作業環境は劣悪になっています。狭い部屋の中で入所者の方が作業を行っておりますので、せめて、コロナ禍の中で3密にならないように健康的に働ける環境整備をするため、設備改修の補助など県からも働きかけてほしいと思えます。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

現在コロナ禍で感染が広まっている状況の中で、3密にならないように、感染予防をするようにと言われていますが、なかなか事業所では難しい状況もあるというご意見だったかと思います。おそらく最後に江崎委員がお話しされましたように健康的に働ける環境をどのように整備していくのかということになるのかと思います。事務局からご回答ありましたらよろしくお願いします。

障害福祉課 加藤課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの加藤です。ご意見ありがとうございます。

国で施設整備費補助金というものがございまして、愛知県もその補助金制度を活用して、支援をさせていただいているところでございます。今回このコロナ禍の状況を受けまして、例えば入所施設等も多少室の個室化、2人以上の部屋を1人部屋にするための工事費や、換気の関係の設備等も補助の対象になったところでございます。今後もそうした国の動きを見ながら、必要な支援につぎまして、充実していけるように検討して参りますので、よろしくお願いいたします。ご意見ありがとうございます。

永田会長

ありがとうございました。

最初はオンライン開催ということもあつてか、なかなか皆様からご意見がありませんでしたが、後半になってきて貴重なご意見をたくさんいただけるようになってきたかなと思っております。委員の皆様のご意見を聞きながら新たなご意見もあるかと思いますが、会議時間を4時30分までとさせていただいております。改めて意見等がありましたら、事務局にお寄せいただければありがたいと思います。障害者福祉プランの案に対するご意見として、考え方や具体的なことまで、たくさんのご意見をいただきました。今日の意見を踏まえまして、障害者福祉プランがより良い形で作成できますよう、県では引き続きご検討をよろしくお願いいたします。

12 報告事項「障害者差別解消法の見直しに向けた国の検討状況」について

永田会長

それでは、本日の報告事項2が残っておりますので、そちらについて、事務局からお話をいただきたいと思っております。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

障害福祉課 渡辺担当課長

お手元の資料3障害者差別解消法の見直しに向けた国の検討状況について説明させていただきます。

先週の月曜日、12月14日に厚生労働省において、第53回障害者政策委員会が開催され、障害者差別解消法の見直しの検討状況について報告が行われました。

まず、1これまでの経緯ですが、差別解消法は、附則において、施行3年経過後の見直しの検討を行うこととされています。平成31年4月に施行3年を経過することを踏まえ、同年1月から内閣府の障害者政策委員会において議論の上、本年6月に意見書が取りまとめられています。その中で、事業者による合理的配慮については、更に関係各方面の意見を踏まえつつ、その義務化を検討するとされています。これを踏まえまして、本年10月に事業者及び障害者各団体へのヒアリングが実施されていますが、資料にその概要を記載しております。このヒアリングにおいては、事業者団体の多くが義務化に一定の理解を示す一方、鉄道や中小事業者団体等は、現時点では合理的配慮の義務化につい

ては、時期尚早である、引き続き努力義務とすべきとの意見がありました。その理由としましては、義務化によるトラブルの増加を懸念しており、もし義務化する場合には、合理的配慮の考え方をより明確化することや、周知啓発を進めること、事業者からの相談に応じる体制を整備すること等が必要であるとの意見です。一方、障害者団体からは、事業者の合理的配慮の提供を義務化すべきとの強い意見が示されたほか、相談・紛争解決体制を整備、差別定義を明確にすること、一層周知啓発を進めるべき等の意見があります。

次に、2対応方針案ですが、これらを踏まえ、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を主な内容とする改正法案を次期通常国会に提出することが検討されております。

また、現段階で法改正に盛り込む事項を、資料3の右側に記載してありますので、ご確認ください。県としましては、引き続き、国の動向に注視してまいります。資料3障害者差別解消法の見直しに向けた国の検討状況についての説明は以上でございます。

続きまして、報告事項には上げておりませんが、資料4をご覧ください。12月4日に県内の社会福祉法人が運営する障害者のグループホームにおいて、入居していた方が救急搬送され、その後、亡くなられた事案について、元施設職員が傷害の疑いで逮捕されたとの報道がありました。この資料は、それを受けて、12月7日に県内各市町村あてに通知したものです。障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体に対して、虐待の早期発見、その他の虐待防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護等を行うための責務が定められているところであり、市町村を通じて、改めて管内事業所に障害福祉施設における障害者虐待の防止と対応の手引きを周知するよう、要請いたしました。

また、県では、12月15日に監査指導室と障害福祉課と合同で現地調査を実施し、現在、聞き取った内容の精査を進めているところです。障害者虐待は、障害のある方たちの心や体に傷を負わせ、また、最悪の場合は死に至らしめる、誠に痛ましく許しがたい行為です。県といたしましては、障害のある方に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応の徹底を図るため、市町村と連携を図り、しっかりと取り組んでまいります。資料4について、私からの説明は以上でございます。

永田会長

ありがとうございました。ただいま説明のありました報告事項について、御意見や御質問等があればマイクをオンにしてください。

先ほどの審議の中で、ご意見が上がったことと関係してくるかと思えます。今後県としてもしっかりと取り組みを続けていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題、報告事項は以上となります。

13 その他意見

永田会長

最後に辻委員から少しご発言をさせていただきたいと、お伺いしておりますので、ご発言をお願いしますでしょうか。よろしく願いいたします。

辻委員

はい、時間も短くなっておりますので、手短にお話をさせていただきます。

先ほど県から国の動向の説明がありました。今日の素案にも記載されていますが、県の障害者差別解消推進条例について、3年の見直し規定がありますが、まだ見直されていないという状況です。昨年も差別解消推進条例見直しについての意見を提出しております。見直しのポイントは、差別の定義を

明確にすること。愛知県としてどのような部分に力を入れていくか確約して欲しいという点です。民間事業者の合理的配慮について、努力義務から義務規定に、義務規定にするには、それについての負担軽減策として、事業者への助成制度などが必要ではないかと、昨年度の本審議会で意見させていただきましたので、再度、書面で差別解消推進条例見直しに向けて、意見を提出したいと思います。

もう一つは、先ほど高橋委員から話がありました、障害者雇用の部分について、障害者雇用の水増し事件が2018年8月に中央省庁で発覚しました。愛知県としても再調査を行ったところ、教育委員会では非常に達成度が少なく、実際に再調査をしたところ、1.17%ということで大きく低下しております。2020年の2月には、中央省庁では法定雇用率を達成したという情報が入っていますが、県の教育委員会からは、そのような情報は私自身聞いておりませんので、どのような状況になっているのか、また、これまでどのような取り組みがなされたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

そして、なかなか働けない状況もあるので、職場環境の整備として、特に学校施設ではバリアフリー化を進めないと、障害のある方が働けないのではないかと考えております。

三つ目は、職場をやめられた方もいらっしゃるかと思います、なぜやめられたのか、そういう原因究明の調査が行われたのかをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、障害者雇用について色々な施策を考えていらっしゃると思いますが、障害当事者の意見を反映させる場があるかについてもお聞かせ願いたいと思います。以上です。

永田会長

ありがとうございました。時間配分が少しずれ込んでしまったため、あまりお時間は取れませんが、辻委員からのご意見について、委員の皆様から何かありますでしょうか。

今後、委員の皆様にもご意見を伺いながら進めていくことになると思いますが、現段階で回答できる範囲で事務局から回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

障害福祉課 平野課長補佐

社会参加推進グループの平野と申します。2点ご意見をいただいたかと存じます。

愛知県障害者差別解消推進条例の見直しにつきましては、法改正の内容やスケジュールを見極めきわめながら、今後、条例の見直し検討にあたっては、障害者施策審議会においてご意見を伺って進めていきたいと考えております。

もう1点、県教育委員会の障害者雇用率の達成の件につきましては、教育委員会におきまして、2020年の4月から5年間を計画期間とする、障害者活躍推進計画の策定をして、達成に向けて取り組んでいるところであると承知をしております。本日お話いただいた内容につきましては、教育委員会の担当部署に伝えさせていただきたいと考えております。

永田会長

ありがとうございました。今のご意見につきましては、引き続き審議会でもご意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。事務局においても必要な対応をお願できればと思っておりますのでよろしくお願いたします。では進行を事務局にお返しさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

14 事務局から連絡

障害福祉課 渡辺担当課長

障害福祉課の渡辺です。

私から最後に、その他といたしまして、次期計画策定に係る今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。参考資料5をご覧ください。本日、この審議会でもいただきましたご意見を素案に反映し、年明け1月19日から約1ヶ月間、パブリックコメントを行います。パブリックコメントは、県のホームページで実施します。開始の1週間前に記者発表を行うとともに、2月6日の広報あいちにおいて新聞掲載を行い、県民の皆様幅広く周知いたします。委員の皆様には、パブリックコメントと同時期に別途意見照会を行いますので、ご意見がございましたら、その際にご回答をお願いいたします。いただいたご意見を素案に反映し、3月18日の第3回愛知県障害者施策審議会と、第2回愛知県障害者自立支援協議会において、最終案を御審議いただきます。最終案へのご意見を反映し、次期計画の策定となりますが、障害者計画は、障害者基本法に議会報告を行う旨の定めがあります。3月下旬に次期計画の議会報告を行い、公表します。以上が今後のスケジュールとなります。委員の皆様方には、引き続き、次期計画策定へのご協力をお願いいたします。

15 閉会

障害福祉課 加藤課長

障害福祉課長の加藤です。

最後になりますが、本日はお忙しい中を長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。最初は意見がいつもに比べて、少ないなと思っておりましたが、全体を通して、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました。ありがとうございました。今後、事務局で検討を行いまして、次期計画及び今後の施策に反映して参りたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上で2020年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人

署名人
